

きょうと魅力再発見旅プロジェクト



日帰り旅行
割引

日帰り旅行割引適用条件

■本事業の対象となる旅行商品

(1) 対象となる商品

次の条件を満たす商品が対象とする。ただし、条件を満たすものであっても、社会通念上、当該商品が2地点間の移動のみを主たる目的とする場合及び地域での消費喚起にほぼ裨益しないと評価される場合を除く。

- ア 発着が共に府内であり、府県境をまたがない旅程であること
- イ 同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと。
- ウ 旅行先で「運送サービスを提供する者」以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービス等を含むこと。

【対象例】

- ・往復の乗車券と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品
- ・往復の乗船券と旅行先でのランチがセットになった旅行商品
- ・高速バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品

【対象外の例】

- ①運送サービスしか含まれていないもの
 - ・鉄道乗車券+乗船券
 - ・地域周遊きっぷのみ
 - ・往復バスの乗車券のみ
- ②同日中に発地に戻ることが予定されていないもの
 - ・目的地までの片道のバス乗車券と食事
- ③地域での消費に寄与しない組み合わせ
 - ・往復の乗車券と車中でのドリンク引換券
 - ・往復のバス乗車券と現地の無料観光施設（公園等）入場

■旅行代金に含まれないもの

ア 換金性の高いもの

- ・金券類
(QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等)
- ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
- ・収入印紙や切手

イ 上記のほか、府が対象商品として適切でないと認めるもの

この基準・考え方については、以下のとおり。

- ・観光を主たる目的としていること
- ・感染拡大防止の観点から問題がないこと
- ・旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えること
- ・旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること

■対象となる商品の販売者

補助金の給付対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者とする。これらの者が、事務局から本事業に参加する事業者として指定を受けた場合に限り、給付が可能。

■旅行業者等

⇒第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業の登録等をしている者